

議案第 1 号

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度橋本市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 278,838 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,239,073 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
15 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 負 担 金	
	2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金		
	2 県 補 助 金	
18 寄 附 金		
	1 寄 附 金	
19 繰 入 金		
	2 基 金 繰 入 金	
21 諸 収 入		
	5 雑 入	
22 市 債		
	1 市 債	
歳 入		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,994,225	156,085	4,150,310
2,400,666	72,473	2,473,139
1,566,016	83,612	1,649,628
2,140,571	280	2,140,851
635,736	280	636,016
502,702	5,334	508,036
502,702	5,334	508,036
2,444,715	6,331	2,451,046
2,444,712	6,331	2,451,043
597,854	104,608	702,462
528,703	104,608	633,311
1,571,400	6,200	1,577,600
1,571,400	6,200	1,577,600
28,960,235	278,838	29,239,073

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	3 徴 税 費
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
6 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
8 土 木 費	
	1 土 木 管 理 費
	4 都 市 計 画 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	5 社 会 教 育 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,832,153	49,114	2,881,267
2,276,472	33,110	2,309,582
273,020	5,115	278,135
110,139	10,889	121,028
11,473,982	8,361	11,482,343
6,346,525	5,141	6,351,666
4,370,392	3,220	4,373,612
2,915,203	147,399	3,062,602
722,087	147,399	869,486
811,362	1,500	812,862
742,588	1,500	744,088
1,328,818	15,744	1,344,562
1,328,818	15,744	1,344,562
1,914,881	7,000	1,921,881
15,214	2,685	17,899
1,018,991	1,915	1,020,906
294,961	2,400	297,361
1,156,507	47,649	1,204,156
1,156,507	47,649	1,204,156
3,027,822	2,071	3,029,893
447,473	1,323	448,796
1,345,207	748	1,345,955
28,960,235	278,838	29,239,073

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	千円 210,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 216,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。